

## 4. 騒音

環境騒音を一般地域4地点、道路に面する地域1地点で測定を行ったほか、自動車騒音の常時監視を実施した。中部国際空港株式会社及び愛知県による航空機騒音の測定も引き続き行われている。

### 騒音に係る環境基準

(単位: dB)

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 調整区域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

時間区分：昼間…6:00～22:00　夜間…22:00～6:00

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、道路に面する地域の基準にかかわらず、特例として、次の基準が定められている。

昼間	夜間
70 dB 以下	65 dB 以下
個人の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内の基準（昼間45 dB 以下、夜間40 dB 以下）によることができる。	

幹線交通を担う道路に近接する空間とは（環境庁大気保全局長通知）

#### ○幹線交通を担う道路

高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、自動車専用道路

#### ○近接する空間

上記の幹線交通を担う道路の道路端から次の範囲

- ・2車線以下の道路……15メートル
- ・2車線を超える道路…20メートル

## 騒音測定結果

### (1) 環境騒音

測定地点



## 測定結果

一般地域及び道路に面する地域ともに、全ての測定地点において、環境基準値を下回っていた。

### ア. 一般地域

(単位 : dB)

No.	測 定 地 域 (用 途 地 域)	環境基準 類 型	環境基準		騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )				測定年月日
			昼間	夜間	昼間	適否	夜間	適否	
①	とこなめ市民交流センター (1種住居)	B	55	45	55	○	39	○	R5.2.1
②	廻船問屋瀧田家 (1種住居)				44	○	36	○	R5.1.23
③	小鈴谷児童館 (調整)				45	○	37	○	R5.1.30
④	唐崎児童館 (準工業)	C	60	50	49	○	43	○	R5.1.24

(10分間値 : 24時間測定)

### イ. 道路に面する地域

(単位 : dB)

No.	測 定 地 域 (用 途 地 域)	道路名	環境 基準 類型	環境基準		騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )				測定年月日
				昼間	夜間	昼間	適否	夜間	適否	
⑤	多屋大気測定 (準工業)	県道 522号	幹	70	65	63	○	59	○	R5.1.16

(10分間値 : 24時間測定)

※ ⑤多屋大気測定所は「幹線交通を担う道路に近接する空間」となる。

測定条件 A特性・Fast・地上1.2m

測定機器 RION NL-42

## (2) 中部国際空港の航空機騒音

### 環境基準

地域の類型	基準値	該当地域
I	57 (Lden 以下)	常滑市、弥富市、飛島村、南知多町及び美浜町の区域。 ただし、空港島の区域、河川区域及び工業専用地域を除く。

○Lden（時間帯補正等価騒音レベル）

1日の間に観測された航空機騒音の単発騒音暴露レベルを時間帯別に補正（午後7時から午後10時まではプラス5デシベル、午後10時から翌日午前7時まではプラス10デシベル）した後にエネルギー加算し、観測時間で平均してレベル表示した値。単位はデシベル【dB】。航空機騒音に係る環境基準の一部改正（平成19年12月17日付）に基づき平成25年4月1日より評価指標として採用された。

### 測定結果

常時測定及び短期測定とともに、全ての測定地点において、航空機騒音の環境基準値（I類型の基準値57Lden）を下回っていた。

#### 常時測定

No.	調査地点	期間	Lden	類型
①	鬼崎中学校（空港）	R4.4.1～R5.3.31	42	I

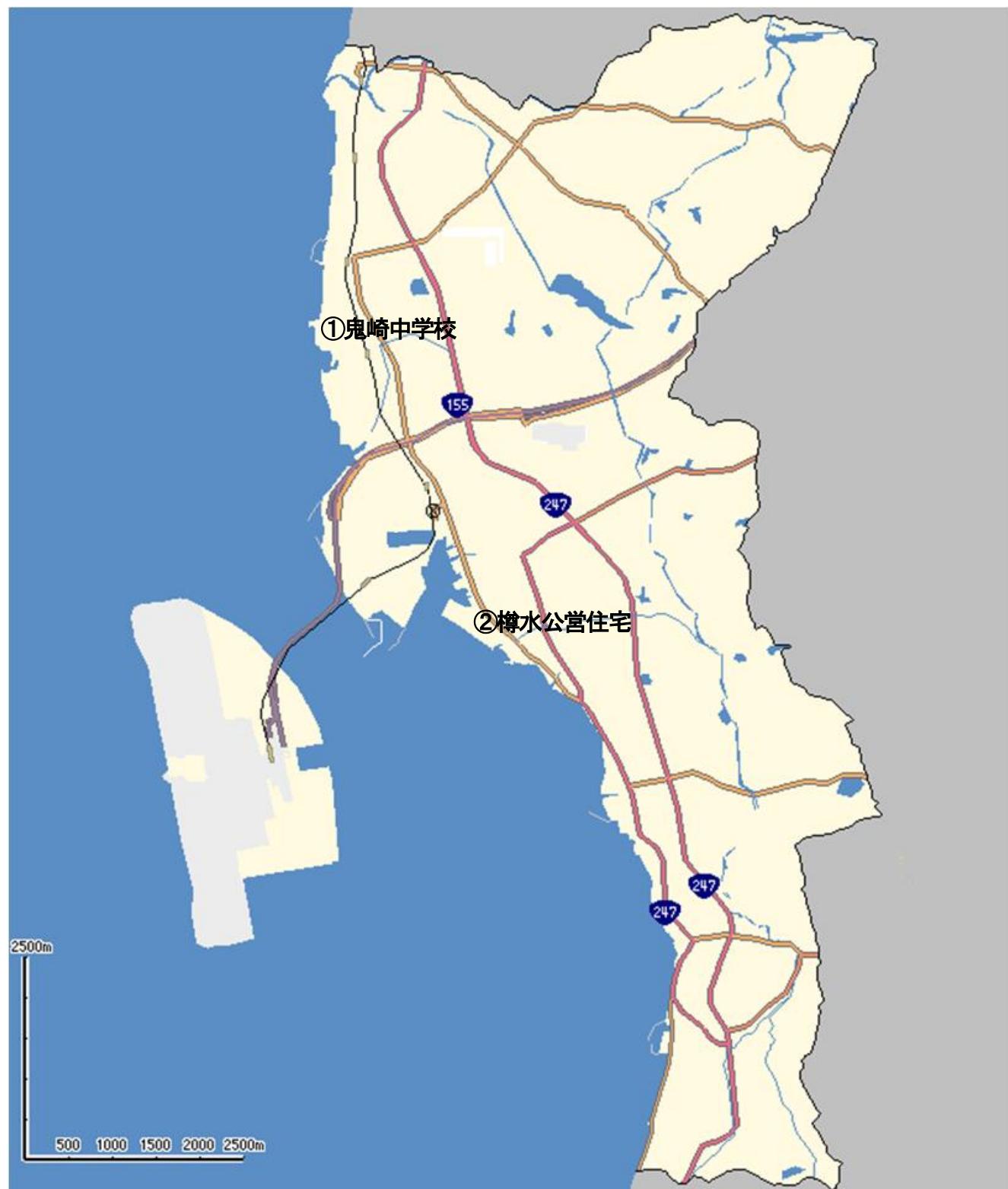
#### 短期測定

No.	調査地点	期間	Lden	類型
②	樽水公営住宅（県）	R4.6.16～R4.6.22	39	I
		R5.1.25～R5.1.31		

（空港）：中部国際空港株式会社

（県）：愛知県

測定地点



### (3) 自動車騒音

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、自動車騒音の常時監視を行った。この業務は、平成24年4月1日に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)に基づき、平成24年度より愛知県から移譲された。

市内の幹線を担う道路において面的評価を行い、全320戸数中320戸が昼間（6時～22時）、夜間（22時～翌6時）ともに環境基準を達成した。環境基準達成率は100%であった。

面的評価とは、評価区間の道路に面した地域（道路から50mの範囲）に立地する住居等において、道路端での騒音レベル実測値データから個別住居ごとの騒音レベルを推計し、道路騒音の環境基準をどの程度満たしているかを示す評価手法。

調査期間：令和4年12月15日から令和4年12月16日まで

道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル (dB)		環境基準達成戸数 (戸)			調査区間内 全戸数(戸)	環境基準達成率 (%)		
		起点	終点	区間 延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
一般国道247号	常滑市樋掛	常滑市字長田	常滑市字石塙	1.6	69	63	320	320	320	320	100	100	100